

町田市行政不服審査会
2018年度第7号事件
(審査請求人〇〇 〇〇)

2022年1月12日

答 申

町田市長 石坂 丈一 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2018年10月4日付け18町総法第74号(2018年度第7号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇(以下「審査請求人」という。)が2018年5月18日付けで処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2018年6月1日付け18町総職第222号の3をもって行った個人情報部分開示決定処分のうち、2017年度第7回町田市ハラスメント防止対策委員会の会議資料中、サンプルと表示された4種類の協議結果案のうち案の具体的内容を示す部分は開示すべきである。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は処分庁が2018年6月1日付け18町総職第222号の3をもって行った個人情報部分開示決定処分を取り消すとの決定を求めた。

第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条第1項の規定により、2018年5月18日付け「個人情報開

示等請求書」で、処分庁に対し「ハラスメントに係るヒアリング対象者よる内容及び経い及財務部回答に依までの経緯の資料と総務部も含めて」を対象とする個人情報開示請求を行った。

2 処分庁は、ハラスメント防止対策委員会についての文書「【17付議01】ハラスメントに係る苦情・相談受付票の申出への部内対応報告票について（収受）」、「2017年度第7回町田市ハラスメント防止対策委員会（次第及び添付資料）」、「2017年度第7回町田市ハラスメント防止対策委員会（議事録）」、「2017年度第8回町田市ハラスメント防止対策委員会（議事録）」を対象文書とし、一部について非開示とする決定をし、2018年6月1日付け18町総職第222号の3「個人情報部分開示等決定通知書」により審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、審査庁町田市長（以下「審査庁」という。）に対して、上記処分を不服として2018年6月4日に「審査請求書」により審査請求を行った。

4 処分庁は、2018年7月31日付け18町総職第489号「弁明書」により弁明した。

5 審査請求人は、2018年9月5日に「反論書」により反論した。

6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2018年10月4日付け18町総法第74号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。

7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。

2021年6月18日 審議

2021年7月16日 処分庁への事情聴取

2021年9月17日 審査請求人による口頭意見陳述

2021年10月15日 審議

2021年11月12日 審議

2022年1月7日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人は、審査請求書において、相手方に対し、何が分かったのか内容を知る権利があり、真実を確認したいとの主張をした。

2 処分庁は、弁明書において主に次の主張をした。

(1) 「【17付議01】ハラスメントに係る苦情・相談受付票の申出への部内対応報告票について（収受）」及び「2017年度第7回町田市ハラスメント防止対策委員会（次第及び添付資料）」のヒアリングの内容部分について

ア ハラスメントに係る苦情・相談への対応では、事実確認を行うために、申出職員と相手方職員のみならず、その内容に関わる第三者からも聞き取りを行う。

イ ハラスメントを扱う特性上、これらの関係者には、上司と部下という関係があり、それぞれの主張や証言が対立することもあり得る。

ウ 証言内容が開示されると、それぞれの証言に職場の関係性による付度が含まれ、率直な発言が得られなくなったり、関係者の精神的な負担が増大し、証言をためらわせるなど、ハラスメントにおける事実確認を行うことに支障が生じる。

(2) 「2017年度第7回町田市ハラスメント防止対策委員会（次第及び添付資料）」の審議結果通知のサンプルの審議内容の説明部分、及び「2017年度第7回町田市ハラスメント防止対策委員会（議事録）」、「2017年度第8回町田市ハラスメント防止対策委員会（議事録）」の質疑の内容について

ア 町田市ハラスメント防止対策委員会は、審議において公正かつ率直に意見交換できるよう会議を非公開としている。

イ 審議内容が開示されると、委員が忌憚なく意見を述べることを困難にし、審議の形骸化を招きかねない。

第5 審査会の判断

1 本件文書について

(1) 開示請求と本件文書の特定

本件は、審査請求人に係るハラスメント事件（以下「本件ハラスメント事件」という。）に関して実施機関が保有している個人情報の開示が請求されている事案である。実施機関は、この開示請求に対して、請求に係る個人情報が記載されている公文書（総務部職員課保有分）として、次の公文書を特定した。

① 起案書「【17付議01】ハラスメントに係る苦情・相談受付票の申出

への部内対応報告票について（収受）」以下に綴られた財務部財政課から収受した審査請求人に係るハラスメント事件についての資料（以下「本件文書1」という。）

- ② 2018年2月16日に開催された2017年度第7回町田市ハラスメント防止対策委員会の会議資料（以下「本件文書2」という。）
- ③ 同議事録（議事要旨）（以下「本件文書3」という。）
- ④ 2018年3月16日に開催された第8回町田市ハラスメント防止対策委員会の議事録（議事要旨）（以下「本件文書4」という。）

(2) 各本件文書の概要と不開示部分

ア 本件文書1

本件文書1は、町田市総務部職員課が財務部財政課から収受した本件ハラスメント事件に関する文書一式である。収受を示す起案書に続いて、資料一覧が添付されており、以下、資料一覧記載の12の文書（文書名省略）が綴られている。

このうちの①「事実確認調査票(相手方確認聞き取りシート)」及び4件の「事実確認調査票(第3者確認聞き取りシート)」の対象職員（又はヒアリング職員）の質問に対する回答部分のすべて、②2018年1月17日付の「ハラスメントに係る部内協議」として協議内容が記載されている文書に添付された【資料1】の①を引用して転記された部分のすべてが不開示とされている。

イ 本件文書2

本件文書2は、2018年2月16日に開催された町田市ハラスメント防止対策委員会の会議資料で、「次第」に続いて、資料1 補足資料、「事務局による事例概要」、サンプルと表示された4種類の協議結果案が綴られており、さらに本件文書1が添付されている。

このうち、①「事務局による事例概要」中の「ヒアリング内容抜粋」の対象職員又はヒアリング職員の抜粋により記載された回答部分のすべて、②4種類分の各協議結果案のうち、案の具体的内容を示した部分のすべてが不開示とされている。なお、添付された本件文書1の不開示部分についてはアと同様である。

ウ 本件文書3

本件文書3は、第7回町田市ハラスメント防止対策委員会（議事要旨）

(案)に係る2018年3月2日付け「起案書」及びこれに添付された議事要旨案である。

このうち、議事要旨案の質疑の発言者の委員長、副委員長、委員、事務局といった肩書き及び発言部分のすべてが不開示とされている。

エ 本件文書4

本件文書4は、第8回町田市ハラスメント防止対策委員会（議事要旨）(案)に係る2018年3月19日付け「起案書」及びこれに添付された議事要旨案である。

このうち、議事要旨案の質疑の発言者の委員長、副委員長、委員、事務局といった肩書き及び発言部分のすべてが不開示とされている。

2 本件文書1中の①及び②、本件文書2中の①について

(1) 不開示部分について

本件請求に対して不開示とされた本件文書1中の①及び②、本件文書2中の①はいずれも、本件ハラスメント事件について、相手方及び相手方以外の第三者からの事実確認調査（ヒアリング）における質問に対するヒアリング対象者の回答内容又はその抜粋である。いずれも回答を行った対象者の氏名を開示した上で、発言内容であることを理由に、条例第21条第1項第6号を根拠として、回答内容を示す部分が不開示とされている。

(2) 本件条例第21条第1項第6号該当性について

本件条例第21条第1項第6号は、「市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるもの」を不開示とするものである。

町田市では、ハラスメント事案について、町田市ハラスメント防止対策委員会を設置するとともに、『【町田市職員】ハラスメント防止体制に係る部内対応マニュアル』（総務部職員課、2017年7月1日）を作成し、ハラスメントに係る苦情・相談の対応についてその体制を整備している。同マニュアルでは、ハラスメントに関する苦情・相談があった場合、申出職員からの申出内容の確認、さらに事実確認としてハラスメントを行ったとされる相手方、複数の第三者からの聞き取りを予定しており、その運用に当たっては、ことがらの性質上、関係者が事実確認に協力したことによる不利益の回

避などに留意した慎重な手順又は手続が求められている。そして、こうしたしくみが機能するためには、聞き取り（ヒアリング）において、「誰が、何を言ったか」については、こうした不利益を回避する点において保護される必要があり、また、これらが保護されているということを前提として、正確で過不足のない聞き取りが保証されることになる。

したがって、本件ハラスメント事件に係る個人情報の開示不開示の判断が本件事務又は事業のみならず、これ以降に行われるハラスメント事件の運用に決定的に影響を与えることになることから、この場合の「当該事務又は事業」とは、少なくとも本件においては、本件ハラスメント事件についての事務だけではなく、同種の事務又は事業を含むと考えるのが相当である。

(3) 不開示の判断の妥当性について

本件文書1中の①及び②、本件文書2中の①の不開示部分は、相手方及び第三者の聞き取り（ヒアリング）の各発言内容であり、聞き取り（ヒアリング）対象者名が開示されていることを踏まえると、当該不開示部分を開示することにより、「誰が、何を言ったか」を明らかにすることとなる。その結果、本件事務又は事業において、上記不利益を回避できなくなることはもとより、同種の事務又は事業において、正確で過不足のない聞き取り（ヒアリング）を実施することが著しく困難となり、ハラスメント防止対策の目的を失わせることは明らかである。したがって、当該部分を、本件条例第21条第1項第6号に基づいて不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 本件文書2②について

(1) 不開示部分について

本件文書2②の不開示部分は、「サンプル」と記載された文書に関するものではあるが、町田市ハラスメント防止対策委員会が、財務部長宛に行う審査請求人の申出に対する部内対応についての4種類の協議結果案であり、案の具体的内容を示す部分について、付議案件を精査する内容であることを理由に、条例第21条第1項第6号を根拠として不開示とされている。

これらについて当審査会において見分したところによれば、サンプル①及び③とされた文書は、対応について適当であるか否かといった結論のみを協議結果案として簡易に記載するものであり、他方、サンプル②及び④とされた文書は、聞き取り（ヒアリング）の内容に言及し協議結果案を記載するも

のとなっている。

(2) 不開示の判断の妥当性について

上記2(2)で述べた点を踏まえて、当該不開示部分について判断する。当該不開示部分は、本件申出に対する部内対応について、町田市ハラスメント防止対策委員会が協議した結果を担当部長宛てに示すための案として作成された4種類の案である。

詳細に示された案の中には、聞き取り（ヒアリング）における相手方及び第三者の発言内容に言及する部分があり、聞き取り（ヒアリング）対象者の氏名が明らかになっているものの、複数の対象者がおり、「誰が、何を言ったか」について明らかになる可能性はないものと認められる。

また、当該不開示部分は、付議案件を判断するための案であるが、開示請求時点ですでに審議は終えており、開示をすることにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じるおそれはなく、同種の事務又は事業への影響を考慮しても、ハラスメント防止対策委員会業務の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められない。とりわけ当該不開示部分は、同委員会に提示された案であり、これをめぐる個々の委員の意見又は発言ではないことを踏まえると、不開示部分が開示されたとしても、心理的圧力等を理由として発言を抑制するなど、審議に支障があるとは認められない。

さらに、本来こうした申出に対する結果については、報告書などを通じて、「何が認定され、何が認定されなかったか」について、本人に知らされるのが通例であるところ、本件においては、結論のみを口頭で伝えられたに過ぎないという現状を踏まえると、何が検討の俎上に上ったかを示す案については本人開示の要請が強いものといわざるを得ない。

したがって、当該不開示部分を開示することについて、本件条例第21条第1項第6号を根拠とした著しい支障は認められない。

4 本件文書3及び4について

(1) 不開示部分について

本件文書3及び4の不開示部分は、第7回及び第8回の町田市ハラスメント防止対策委員会（議事要旨）（案）のうち、質疑にかかる発言部分であり、当審査会で見分したところによれば、委員長、副委員長、委員、事務局

といった肩書き及び発言内容が記載されている。

(2) 不開示の判断の妥当性について

上記2(2)で述べた点を踏まえて、当該不開示部分について判断する。当該不開示部分は、発言者の氏名は記載されていないものの、開示部分の出席者の氏名から、特定又は概ね特定できる。

ハラスメント防止対策委員会は、実施機関内部に置かれた委員会であるが、外部の有識者も含めた委員構成になっている。ハラスメント防止対策委員会という委員会の性格上、聞き取り（ヒアリング）対象者の具体的発言も踏まえ、さまざまな立場の職員が、公正かつ率直に、また忌憚なく意見交換することが必要である。

そして、本件ハラスメント事件に係る個人情報の開示不開示の判断が、本件事務又は事業のみならず、これ以降に行われるハラスメント事件の運用に決定的に影響を与えることになることを踏まえると、この場合の「当該事務又は事業」とは、本件ハラスメント事件についての事務だけではなく、同種の事務又は事業を含むと考えるのが相当である。

以上を踏まえると、当該不開示部分を開示することにより、同種の事務又は事業を含む当該事務又は事務事業において、聞き取り（ヒアリング）対象者の具体的発言も踏まえた、率直で忌憚のない意見交換をすることが著しく困難となり、ハラスメント防止対策の目的を失わせることとなる。

したがって、会議の非公開が、会議録の開示不開示と一致するものでないことは、最高裁判例に徴して明らかであるが、当該部分を、条例第21条第1項第6号に基づいて不開示とした実施機関の判断は妥当である。

5 結論

以上のとおりであるから、本件文書1、本件文書2中の①、本件文書3及び4の対象部分を不開示とした実施機関の判断は妥当であるが、本件文書2中の②で不開示とした部分は開示すべきである。

第6 付言

ハラスメント防止対策を含め、被害等を申し出、これに基づいて、事実を確認して申出に係る事実の存否、妥当性を審議する委員会において、関係者からの聞き取り（ヒアリング）は不可欠なものとして実施されるのが通例で

ある。

その場合、係る調査に強制力がないこと、証言のみが裏付けとなる場合も少なくないことから、聞き取り（ヒアリング）対象者に不利益が生じないことを含め、忌憚なく、率直に、又過不足なく証言できる環境を整えることは必要不可欠なことである。

こうした環境整備において必要なのは、「誰が、何を言ったか」について保護するということであると思われるが、他方、被害を申し出た者の利益からすると、「誰が、何を行ったか」又は「行わなかったか」については少なくとも本人に明らかにされる必要がある。

ところが、本件において、本来、保護すべき証言をした者（ヒアリングに応じた者）について氏名を明らかにする一方で、発言内容について不開示としている。しかしながら、被害を申し出た者が、申出に係る事実について知る利益があることを踏まえると、発言者の氏名を伏せた上で（したがって、誰がヒアリングに応じたかを伏せた形で）、支障のない限りで、発言者の発言内容を開示することはあり得たはずである。

また、申し出た職員に対して示された結論が、結論を言い渡した~~に~~とどまるという現状を踏まえると、係る事件が生じるたびに、「誰が、何を行い、それがどのように認定されたか」について開示請求がなされることが危惧される場所である。

いったん、開示したものは不開示にできないという情報の開示の性質から、本件において、不開示の判断を妥当としたが、不開示の方法については、今後の開示請求への影響を踏まえ大いに疑問の残るところである。改善されたい。